

工事成績評定等実施要領第5（4）の規定による工事における創意工夫等実施状況の受注者からの提出について

- 第1 工事成績評定等実施要領 第5（4）に基づき、工事における「創意工夫」「社会性等」に関して、受注者は当該工事について別添様式により提出することができるものとする。
- 第2 工事の発注に当たっては、別紙「特記仕様書記載例」を参考に、特記仕様書に提出することができる旨を記載するものとする。
- 第3 提出された内容は、工事の成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

附則 平成24年4月1日から施行する。

別添様式（土木工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者名	
項目	評価内容	実施内容
<input type="checkbox"/> 創意工夫  自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫</li> <li>・ コンクリート二次製品等の代替材の適用</li> <li>・ 施工方法の工夫、施工環境の改善</li> <li>・ 仮設備計画の工夫</li> <li>・ 施工管理の工夫</li> <li>・ ICT（情報通信技術）の活用等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫</li> <li>・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫</li> <li>・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫</li> <li>・ 配筋、溶接作業等の工夫等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫</li> <li>・ 仮設備の工夫</li> <li>・ 作業環境の改善</li> <li>・ 交通事故防止の工夫</li> <li>・ 環境保全の工夫等</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 社会性等  地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺環境への配慮</li> <li>・ 現場環境の周辺地域との調和</li> <li>・ 地域住民とのコミュニケーション</li> <li>・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力等</li> </ul>

1. 該当する評価内容の項目の□にレ点マークを記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

別添様式（公共建築工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者名	
項目	評価内容	実施内容
<input type="checkbox"/> 創意工夫  自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	・測量・位置出し・現地調査方法における工夫等
	<input type="checkbox"/> 施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・工場加工製品等による廃棄物の減少、リサイクルへの取組み ・施工方法の工夫 ・施工管理の工夫 ・工期短縮等の工夫 ・既存施設・近隣等に対する工夫等
	<input type="checkbox"/> 品質	・躯体工事の品質管理の工夫 ・検査・試験・品質記録方法に関する工夫等
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	・安全衛生教育、講習会、パトロール等の工夫 ・仮設備等の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫等
	<input type="checkbox"/> 施工管理	・出来形管理、施工計画書、写真記録等に関する工夫等
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等  地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時などに地域への救援活動等の協力等

1. 該当する評価内容の項目の□にレ点マークを記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評価内容	
実施内容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

「特記仕様書記載例」

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

## 工事成績評定結果公表要領

### 1. 公表の目的

公共事業の執行について、公共工事の適正な施工を確保するために工事成績評定結果を公表する。

### 2. 公表の内容

- (1) 請負代金額五百万円以上の工事を対象とする。
- (2) 受注者宛工事検査結果通知書（検査様式7号）の写し

### 3. 公表方法及び場所

#### (1) 公表方法

公表の方法は閲覧方式とする。

書式は別添の通りとする。

#### (2) 公表場所

発注機関の閲覧所を原則とする。

#### (3) 公表時期

結果通知後速やかに公表するものとする。

#### (4) 公表期間

検査を実施した年度とその翌年度の末日までとする。

#### (5) 公表時間

開庁時間（本庁及び出先機関の執務時間に関する規則による）を原則とする。

#### (6) 公表資料の管理・保管

公表資料の管理・保管は、各機関の係員（各機関の長が指名した職員とする。）が行うものとする。

閲覧時における公表資料の貸し出し、複写等を行わないものとする。

閲覧しようとする者は、閲覧申請簿に必要事項を記載し、係員の承認を得て行うものとする。

## 附則

### (施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年7月5日から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。



工事成績評定等実施要領の第9及び第10の規定による  
説明請求等の取扱について

- 第1 本運用は、「工事成績評定等実施要領」に定める工事成績評定等に対して、説明請求の申し出があったときの対応を円滑に進めることを目的とし、その手続きを以下のとおり定めるものとする。
- 第2 発注機関の長は、受注者から工事成績評定等実施要領（以下「要領」という。）第9、第10の規定による書面（別記第12号様式）により説明を求められた場合は、これを受理するものとする。
- 第3 発注機関の長は、前項による説明請求を受理した場合は千葉県情報公開条例第7条に規定する開示請求がなされたものとみなし、要領第11条の1の規定により別記第4号様式の工事成績評定表、工事成績採点の考査項目別運用表、「施工プロセス」のチェックリストの写しを添付し、別記第11号様式により速やかに回答するものとする。  
なお 対応者は、発注機関の長が指名するもの（評定者以外の者が望ましい）をあてるものとする。
- 第4 第3に定める回答にあたっては、要領第11条の2の規定により工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。（別記第13号様式）
- 第5 工事成績評定評価委員会の委員長は、発注機関の長から受注者の評定点等について意見を求められた時は、「工事成績評定評価委員会規則」第4条の規定により、速やかに委員会を招集するものとする。
- 第6 工事成績評定評価委員会は、受注者の工事成績評定点等についての意見の回答内容を審議し、発注機関の長に別記第14号様式により回答するものとする。
- 第7 第3の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日以内に書面（別記第12号様式）により、発注機関の長に再説明を求めることができるものとする。
- 第8 再説明を求められた発注機関の長は、別記第15号様式により回答するものとする。  
2 回答にあたっては、「千葉県入札監視委員会」の審議を経てから回答するものとする。  
3 発注機関の長は、「千葉県入札監視委員会」に諮問する場合には、別記第16号様式により県土整備部技術管理課長を経由して千葉県入札監視委員会委員長に依頼するものとする。
- 第9 発注機関の長は、必要と認めた場合は請負者に対し工事成績評定点等について、要領の手続きに入る前に、十分な説明及び指導をするものとする。

附則 平成24年4月1日から施行する。



## 工事成績評定評価委員会規則

### 第1（目的）

本規則は、工事成績評定等実施要領第11の2に規定されている工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### 第2（委員会の業務）

委員会は、次の事項について審議するものである。

- (1) 千葉県が契約した工事で、工事成績評定等実施要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答。
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項。

### 第3（委員会の委員及び組織）

委員会の委員は、別紙の者から指名により構成する。

- 2 委員長は、県土整備部技術管理課長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### 第4（委員会の招集）

委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

- 2 委員会の委員は、別紙の者から必要に応じて委員長が指名する。
- 3 委員長は、必要に応じて別紙の者以外からも委員を指名することができる。

### 第5（事務局）

委員会の事務局は、県土整備部技術管理課に置く。

附則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別 紙

各部局委員

- (1) 農林水産部耕地課長
- (2) 農林水産部水産局漁港課長
- (3) 県土整備部技術管理課長
- (4) 県土整備部建設・不動産業課長
- (5) 県土整備部道路計画課長
- (6) 県土整備部河川整備課長
- (7) 県土整備部港湾課長
- (8) 県土整備部営繕課長
- (9) 県土整備部都市整備局下水道課長
- (10) 県土整備部都市整備局住宅課長
- (11) 水道局管理部財務課長
- (12) 水道局技術部計画課長
- (13) 企業庁管理・工業用水部財務課長
- (14) 企業庁管理・工業用水部工業用水課長
- (15) 企業庁地域整備部事業調整推進課長
- (16) 教育庁企画管理部財務施設課長
- (17) 警察本部総務部会計課長
- (18) 当該工事担当主務課長
- (19) 当該工事担当出先機関の長
- (20) 県土整備部技術管理課土木検査室長
- (21) 県土整備部技術管理課建築・設備検査室長
- (22) 県土整備部技術管理課農林検査室長

## 千葉県建設工事検査要綱等検討委員会設置要綱

### (目的)

第1 建設工事の厳正かつ効率的な検査を実施するための基準となる「千葉県建設工事検査要綱」について、改善すべき事項を検討し一層の適正な運用を図るため、千葉県建設工事検査要綱検討委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2 委員会は、千葉県建設工事検査要綱等の改善すべき事項を総合的に検討する。

### (組織)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、技術管理課土木検査室長とする。

3 委員は、別記1に掲げる者とする。

4 委員長に事故あるときは、委員長が委員のうちから指名したものが、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

6 委員長は、委員会の運営に必要があると求めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第4 委員会を円滑に運営するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、技術管理課土木検査室主幹とする。

4 幹事は、別記2に掲げる者とする。

5 幹事長に事故あるときは、幹事長が幹事のうちから指名したものが、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が招集し幹事長が議長となる。

### (事務局)

第5 委員会、幹事会の事務局は技術管理課土木検査室に置く。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

千葉県建設工事検査要綱等検討委員会名簿

別記 1 委員会

職 名	氏 名	備 考
土木検査室長		委員長
建築・設備検査室長		
農林検査室長		
副課長		(技術企画・技術情報)
副課長		(建設リサイクル・技術審査)

別記 2 幹事会

職 名	氏 名	備 考
土木検査室 主幹		幹事長
建築・設備検査室 主幹		
農林検査室 主幹		
企画調整班長		
建設リサイクル推進班長		
技術情報班長		
技術審査班長		

# 千葉県請負工事監督検査事務処理要領

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1 千葉県の所掌する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法（以下「法」という。）、同施行令（以下「令」という。）、千葉県財務規則（以下「規則」という。）、千葉県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）、千葉県建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）、その他法令に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (監督及び検査の実施細目)

第2 契約担当者は、法第234の2第1項（契約の履行の確保）の規定により、契約の適正な履行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）及び規則第100条（検査調書の作成）の規定により、契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に行う出来形を含む。）をするために必要な検査（以下「検査」という。）の実施細目を以下に定める。

## 第2章 監 督

### (監督の体制)

第3 監督は、契約担当者が締結した契約に係る確認を監督職員が行うものとする。

### (監督業務の分類)

第4 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 監督総括業務（総括監督員）

ア 工事請負契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて委任したものの処理。

イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。

ウ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理。

エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者への報告。

オ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督及び監督業務の掌理。

#### (2) 現場監督総括業務（主任監督員）

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。

イ 設計図、仕様書、その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾。

ウ 契約図書に基づく工程管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させて確認することを含む。以下同様。）で重要なものの処理。

エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。

オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における、当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

カ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

### (3) 一般監督業務（監督員）

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理。

イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付、又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾。

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査（立会確認）の実施。（重要なものを除く。）

エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告。

オ 第6条第3項の規定により任命された監督員にあつては、第6条第4項の規定により任命された監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理。

### (監督職員の担当業務等)

第5 工事請負契約の監督を行う監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任監督員又は監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）をそれぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務をそれぞれあわせて担当するものとする。

### (監督職員の任命基準等)

第6 出先機関等における一般的な任命基準として、総括監督員は、当該工事を所掌する所属長を任命するものとする。

- 2 主任監督員には、所掌事務所等の工事を担当する課長職（支所長、出張所長、副主幹）を任命するものとする。
- 3 監督員には、所掌事務所等の工事担当者を任命するものとする。
- 4 所属長は、技術的条件を勘案し、特に必要があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、更に監督適任者を監督員に任命することができるものとする。

（監督職員の任命）

第7 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行うものとする。

（契約の相手方への通知）

第8 契約担当者は、監督職員又は令第167条の15の規定により監督業務を委託した者の役職者及び氏名を契約ごとに、指導要綱の様式第11号による監督職員選任通知書により、契約の相手方に遅滞なく通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

（監督業務の技術基準）

第9 監督業務に必要な技術基準は、別に定めるものとする。

（監督に関する図書）

第10 監督職員は、次の各号に掲げる関係図書等（契約の相手方から提出された図書等を含む。）をそれぞれの監督業務に応じて工事打合簿等を作成し、経緯を明らかにしておくものとする。

- （1）工事の施工計画等に係る実施状況を記載した図書
- （2）契約の履行に係る工事履行報告及び工事工程表並びに工事打合簿等、協議事項（軽易なものを除く。）を記載した図書
- （3）工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- （4）その他、監督業務に係る図書

### 第3章 検 査

（検査の種類）

第11 検査は、共通仕様書、千葉県建設工事検査要綱に基づくものとする。

2 検査監検査の種類は、次の各号のとおりとする。

- （1）完 成 : 完成検査、完成（確認）検査
- （2）出来形 : 出来形検査、出来形（部分引渡し）検査、打切り清算検査
- （3）中 間 : 中間検査、中間（部分使用）検査

### 附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

## 建設工事監督技術基準

### (目 的)

第1条 この監督技術基準（以下「基準」という。）は、千葉県請負工事監督検査事務処理要領第9条（監督業務の技術基準）の規定により、千葉県の所掌する建設工事請負契約（以下「契約」という。）に係る監督業務の技術基準を定め、かつ監督業務の適正を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

#### 第2条

- (1) 「監督」… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事の施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員」… 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、検査、調整）を総称していう。
- ① 指 示 … 契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し実施させることをいう。
- ② 承 諾 … 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- ③ 協 議 … 書面による契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることという。
- ④ 通 知 … 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- ⑤ 受 理 … 契約図書に基づき、受注者の責任において監督職員に提出された書面を受取り、内容を把握することをいう。
- ⑥ 確 認 … 契約図書で示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- ⑦ 立 会 … 契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- ⑧ 検 査 … 契約図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために、受注者等の測定結果に基づき監督職員が出来形、品質、規格、数量を確認することをいう。なお、この場合、受注者が実施した測定結果のうち代表となる部分を抽出して行うことができるものとする。また、受注者に対する合否の判定は、監督職員が行うものとする。ただし、臨場検査をするものとしたもので、やむを得ず臨場検査ができない場合は、その旨を受注者に

通知し、監督職員の指示する必要な工事写真等の記録を整備提出させ、書面による検査を行うものとする。

- ⑨ 調整 … 監督職員が関連する工事等との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。

(総合評価に基づく現場における監督の実施)

第4条 監督職員は前条に掲げる監督を実施するほか、当該設計書における総合評価方式の施工計画を様式-2により整理し、その施工状況について現場確認をするものとする。

(別表) 第3条 (監督の実施)

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(4) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p>	<p>建設工事請負契約書、図面、仕様書、現場説明書、質問回答書等を把握する。</p> <p>契約書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 契約書第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。なお、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者の承諾を受ける。</p>	<p>共仕 1-1-4</p> <p>契 第10条 共仕 1-1-6</p> <p>契 第19条</p> <p>契 第19条</p>
<p>2. 出来形及び品質に関する監督</p> <p>(1) 工事材料の検査等</p> <p>(2) 工事施工の立会い</p> <p>(3) 施工管理に係る段階確認</p> <p>(4) 改造請求及び破壊検査</p>	<p>契約図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は、監督職員の立会いのうえ調査し又は、割合について見本検査を受けるものと指定された材料の試験、検査の立会をいう。</p> <p>契約図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された段階において立会を行う。</p> <p>設計図書に示された施工段階において、施工管理に係る土木工事施工管理基準及び特記仕様書等と工事目的物とを照合し確認を行う。</p> <p>① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは改造の指示を行う。</p> <p>② 契約書第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>契 第14～15条</p> <p>契 第15条</p> <p>契 第15条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会のうえ、設計図書に基づき検査し引渡しを行う。	契 第16条 共仕 1-1-16
3. 工程に関する監督 (1) 関連工事との調整	② 前項の検査の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品の引渡し等の措置を取る。	契 第16条 共仕 1-1-16
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて工事についての調整を行う。	契 第2条 共仕 1-1-11
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第12条 共仕 1-1-24
4. 契約担当者への報告		
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し契約担当者へ報告する。	契 第21条 共仕 1-1-13
(2) 一般的損害の調査及び報告	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者へ報告する。	契 第22条 共仕 1-1-15
(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。	契 第28条
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。	契 第30条 共仕 1-1-38
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する	契 第30条
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	契 第29条 共仕 1-1-29
(5) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来形報告書に基づき出来高を確認し、契約担当者へ報告する。	契 第35条 共仕 1-1-21

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
(6) 部分払（出来形） 請求時の出来形の 審査及び報告	部分払（出来形）請求があった場合は、出来形調書を作成し、審査のうえ契約担当者へ報告する。	契 第38条 共仕 1-1-21
(7) 工事関係者に関する 措置請求	現場代理人がその職務の執行につき、著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	契 第13条 共仕 1-1-25
(8) 契約解除に関する 必要書類の作成及び 措置請求又は報告	① 契約書第47条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。 ③ 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来形調書を作成し、契約担当者へ報告する ④ 「千葉県における倒産時対応マニュアル」を参考とする。	契 第47条 契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条
5. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。	共仕 1-1-17
(2) 臨機の措置	災害防止、その他の工事施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	契 第27条 共仕 1-1-41
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。	契 第29条
(4) 工事成績の評定	主任監督員及び監督員は、工事完成のとき工事成績評定等実施要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立 会	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督職員等（総括監督員、主任監督員、監督員等）が立会う。	

(注) 「契」は建設工事請負契約書、「共仕」は土木工事共通仕様書をいう。

附則 この基準は、平成14年4月1日から適用する。

附則 この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附則 この基準は、平成24年4月1日から適用する。

総合評価現場確認

確認年月日			
工事名			
配置技術者名			
監督員名			
施工計画 のテーマ 施工状況	施工計画での課題 例：施工上配慮すべき事項（○○○○○）	確認評価 (良・可・不可)	
	提案－1		
	提案－2		
	提案－3		
	提案－4		
	提案－5		
	意見等の記入（改善等の意見）		
	提案内容を実施していない箇所への指示及び実施できない等の理由を記入 例：○○などの現場状況等により、△△の提案が実施できない。		
指示等による、実施事項の是正状況を記入			

- ①監督員は、現場確認できたものを確認評価する。
- ②確認評価は、提案の施工実施状況を3段階で評価する。  
(良：提案以上に施行している 可：提案通り施行している 不可：実施できていない)
- ③提案のチェックは、写真撮影を原則とする。
- ④数量等の検証が必要なものは、全数が確認できるものとする。
- ⑤この書式は、検査書類の一部とする。

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任(監理) 技術者

## 千葉県建設工事検査基準

千葉県建設工事検査要綱第7条により、千葉県建設工事検査基準を下記のとおり定める。

### (1) 検査の方法

#### ア. 一般共通事項

検査項目	検査内容	検査要点
契約時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 設計図書（図面、仕様書、質問回答書）</li> <li>・ 設計書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分払いの回数、支払限度額の確認</li> <li>・ 重要な事項が示されている場合の確認</li> </ul>
着工時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督職員選任通知書</li> <li>・ 主任技術者等選任通知書</li>   <li>・ 工程表</li> <li>・ 工事保険等の証書の写し</li> <li>・ 建設業退職金共済制度購入状況報告書及び受払簿</li> <li>・ 千葉県建設工事適正化指導要綱</li>   <li>・ 現場における監理技術者の専任制確認書</li> <li>・ 工事カルテ作成、登録（CORINS）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期変更及び人事異動による変更通知の確認</li> <li>・ 資格及び専任の確認、恒常的雇用関係が確認できる書類</li>   <li>・ 付保期間、金額の確認</li> <li>・ 購入状況及び受払簿の確認</li>   <li>・ 点検等報告書、下請業者選定通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請契約書の写し等により確認</li> <li>・ 工事現場状況等報告書、施工体制等点検表により確認</li>   <li>・ 1回／月の実施を確認</li> <li>・ 資格及び専任の確認等</li> <li>・ 請負金額500万円以上の工事対象、契約後・変更後及び完成後10日以内の登録の確認。</li> </ul>
施工時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書</li>   <li>・ 工事関係書類</li>   <li>・ 各種施工図</li> <li>・ 主要材料搬入報告書</li> <li>・ 支給品受領書、支給品精算書</li> <li>・ 現場発生品調書</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の施工方法との対比</li> <li>・ 規格証明書、材料成績書、使用量計算書による確認</li> <li>・ 工事打合簿、使用材料の品質証明書等綴、材料確認願綴、段階確認書綴、品質管理図表綴、出来形管理図表綴、工事写真等により確認</li> <li>・ 施工内容の確認</li> <li>・ 種別、規格、日付け、数量等の確認</li>   <li>・ 数量の確認</li>   <li>・ 数量の確認</li> <li>・ 収集運搬及び最終又は中間処分場の許可証及び契約の確認</li> <li>・ マニフェストによりD又はE票の確認</li> <li>・ 検査時までE票の提出がない場合は、後日主任監督員が確認</li> </ul>

検査項目	検査内容	検査要点
施工時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県建設リサイクルガイドライン</li> <li>・建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準</li> <li>・建設発生土管理基準</li> <li>・各種技能士</li> <li>・工期変更協議書</li> <li>・中間前金払認定調書</li> <li>・既済部分検査申請書</li> <li>・部分完成届</li> <li>・部分引渡書</li> <li>・事故報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル計画書</li> <li>・再生資源利用計画書（実施書）</li> <li>・再生資源利用促進計画書（実施書）</li> <li>・建設リサイクルデータ統合システム－CREDA S－</li> <li>・建設副産物処理申請書</li> <li>・建設副産物処理調書</li> <li>・汚染要因に関する調査票</li> <li>・埋め立てに関する許可証の確認</li> <li>・資格証明書により確認</li> </ul>
完成時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完成通知書</li> <li>・工事引継書</li> <li>・完成図書等</li> <li>・完成写真</li> <li>・安全衛生関係書類</li> <li>・工事カルテ変更、完成（CORINS）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引渡し一覧表</li> <li>・特記による</li> <li>・安全活動の確認</li> <li>・請負金額2,500万円以上</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署届出書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令による手続きの完了及び合格の確認</li> </ul>

※ 工事の種別毎に選択するものとする。

## イ. 検査の項目

検査の項目	検査の方法
延 長	原則として起終点を基準として各測点間の距離を計測する。
幅員、法長、法勾配、高さ、深さ	原則として、測点並びに測点間について実測し、出来形寸法を確認する。
計画高、縦断・横断勾配	1. 計画高は、必要あると認めた時は基準点(仮基準点を含む)による。 2. 縦断・横断勾配は原則として測点並びに測点間について実測する。
構 造 物	1. 長さ、幅、高さ、厚さ等を実測して出来形寸法を確認すると共に、外観を観察する。 2. コンクリート構造物については、テストハンマー(シュミットハンマー等)その他の方法で強度を判定する。 3. 重要なコンクリート構造物については、必要と認めた場合は漏水の有無を削孔、注水等により確認する。 4. 必要と認めた時は、一部破壊又は抜取り検査を行う。 5. 品質については関係資料により確認することができる。
主 要 資 材	規格、品質、数量等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する。
残 土 処 理	設計土量の処理、並びに処理場所を必要であると認めたときに確認する。
仮 設 工 事	1. 指定仮設については、原則として設計図書により検査する。 2. 任意仮設については、監督職員の承諾を得たものの資料による。
写真による検査	基礎及び根入長等の掘り起し検査ができがたいとき又はその構造物に将来影響を及ぼすおそれがあるときは監督職員から工事施工の実情を聞き写真により判定する。
品 質	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事及びコンクリート工事等の品質により判定する。
出来形管理図表	設計値と実測値を対比して記録した出来形図又は出来形図表等により判定する。
跡 片 付	現場整理等を確認する。
	1. 検査は現地で測定することを原則とするが、特別の事由により現地において測定できない場合は、工事写真、品質管理、資料及び出来形管理図表等で判定することができる。 2. この検査方法に記載されていないものは、検査監の判定による。

ウ. 土木工事の工種別検査方法

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1. 一般施工 (1) コンクリート工	1. コンクリート打設数量	設計数量との対比	工事写真、出来形管理図表等及び必要により、納入伝票で判定
	2. 配合及びスランプ	設計配合及びスランプの適否の確認	品質管理資料 (骨材試験及び配合設計試験で判定)
	3. コンクリートの強度	試験値の最低強度の確認 全試験値のバラッキの有無の確認	品質管理資料(破壊試験成果表)シエミットハンマー、必要によりコアの強度で判定
	4. 施工状況	配合の均等性の有無の確認 打設状況の適否 養生方法の適否	現地観察、必要により注水検査で判定
	5. 打継目の位置	重要構造物のコンクリート打継目の位置の確認 一区画打継目の施工状況	現地測定及び工事写真、必要により注水検査で判定
(2) 土木一般	1. 基準高、延長、深さ、法勾配、幅	床掘掘削は計画深度以上の深掘の可否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 土質又は岩質	設計との対比 埋戻し土質の適否 草木片、有機不純物等の確認	現地観察及び土質調査資料で判定
	3. 残土処分	指定土捨場所の確認	現地観察で判定
	4. 盛土の締固め	各層転圧状況の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	5. その他施工状況	床掘、床面の不陸状況、埋戻しの締固め状況、埋戻し跡の表面不陸の状況、盛土の余盛の程度、盛土の表面排水処理状況及び路肩の状況	現地観察及び工事写真で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(3) 石積工、 ブロック 積工、法面 工	1. 基準高、面積、 法勾配、法長、 厚さ、天端幅		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で判定
	2. 使用材料の品 質、形状寸法	形状寸法、外観重量及び 圧縮強度	現地測定、必要により抜取検査、品 質管理資料及びコアの強度で判定
	3. 基礎	コンクリート基礎状況の 確認	現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で判定
	4. その他の施工状 況	積方、合端の施工状況の 確認、法面のはらみの有 無 胴込コンクリート、裏込 コンクリート、裏型砕栗 石の填充状況、水抜ノ穴 の配置状況等	現地測定、抜取して判定 必要により削孔注水検査、現地観察 及び工事写真で判定
(4) コンク リート壁 工	1. 基準高、延長、 天端幅、法勾配高	断面形状の確認	現地測定及び出来形管理図表等で判 定
	2. 基礎工	基礎杭、基礎栗石等の施 工状況	現地測定及び工事写真で判定
	3. コンクリート工	コンクリートの品質及び 施工状況	現地測定、品質管理資料及びシュミ ットハンマー、必要により抜取コア の強度判定
	4. その他施工状況	基礎又はフーチングと軀 体との取合施工状況 1区画のコンクリート打 設状況、目地材の材質、 厚さの確認	工事写真、必要により注水検査及び 現地観察で判定
(5) 鉄筋工	1. 数量		必要により納入伝票写し等で判定
	2. 使用材料の品 質、規格、寸法		現地測定、工事写真ミルシート等で 確認する。
	3. 施工状況	鉄筋加工の適否 鉄筋間隔及び組立の正確 度 鉄筋カブリの確認 鉄筋継手箇所可否 鉄筋結束の確実性の確認	現地測定、工事写真で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法	
(6) 基礎工 ① 栗石基礎 碎石基礎	1. 基準高、延長、幅、厚さ		現地測定、工事写真出来形管理図表等で判定	
	2. 使用材料の品質、形状寸法	最大径の確認、材質の適否	現地観察及び工事写真で判定	
	3. 施工状況	目潰の填充の状況と締め状況	現地観察及び工事写真で判定	
	② 杭基礎	1. 基準高、本数、間隔		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
		2. 使用材料の品質、規格		品質管理資料(試験成果)で判定
		3. 支持力	設計荷重との対比(安全率の確認)	出来形管理資料(打込記録、杭耐力試験成果)で判定
		4. 施工状況	打込長さ、中心線のずれ、鉛直度(傾斜度)の確認、上部構造物との関係、杭頭の処置継杭施工の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
(7) 矢板工	1. 天端高、延長	工事延長と設計枚数の対比	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定	
	2. 使用材料の品質規格寸法	種類、品質、形状寸法の確認	工事写真及び品質管理資料で判定	
	3. 打込状況	法線の通り傾斜の有無	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定	
	4. その他施工状況	打止貫入記録の確認 頭部の処理状況、矢板相互の結合状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定	
(8) 縁石工 L型側溝工	1. 基準高、延長、幅又は高さ		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定	
	2. 使用材料の品質規格寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定	
	3. 基礎工	基礎工施工の適否		
	4. 施工状況	コンクリートの施工状況	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表等判定	

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(9) 側溝工 水路工	1. 基準高、延長、 幅又は高さ		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で判定
	2. 基礎工	基礎工施工の適否	
	3. 施工状況	コンクリートの施工状況 及び打継目地の施工状況	現地測定、工事写真品質管理資料及 び出来形管理図表等で判定
(10) 甲蓋工	1. 幅、長さ、厚さ		
	2. 配筋	幅及び長さ、ピッチカブ リの確認	工事写真、必要により抜取り破壊で 判定
	3. 製作状況	コンクリートの品質	品質管理資料及び工事写真で判定
(11) 管渠工 函渠工 水 門 樋 管	1. 基準高、延長、 幅又は内法高		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で判定
	2. 使用材料の品質 規格寸法	種類、品質、形状、寸法 の確認	品質管理資料で判定
	3. 基礎工	基礎工施工の適否	
	4. 施工状況	コンクリートの施工状況 中心線のずれ、ひびわれ の状況 継手部漏水の有無、管、 函渠勾配、止水時の漏水、 開閉時の機能	現地測定、工事写真品質管理資料及 び出来形管理図表等で判定
(12) 井筒基 礎工及び 潜函基礎 工	1. 基準高、各部構 造寸法		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表で判定
	2. 地耐力	地盤耐力の確認	出来形管理図表 (載荷試験沈下測定)
	3. 中詰工	指定工法の確認及び施工 状況	現地観察及び工事写真で判 定
	4. 掘削土の処理		
	5. その他施工状況	コンクリート施工状況	現地観察、工事写真品質管理資料及 び出来形管理図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(13) セメント類吹付工	1. 面積、法長、厚さ		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 使用材料の品質	セメント類配合の確認	品質管理資料で判定
	3. 施工状況	吹付状態、き裂、浮上りの有無	現地観察及び工事写真で判定
(14) 芝 工	1. 面積、法長、芝付間隔		現地測定及び出来形管理図表等で判定
	2. 使用材料の品質	品種の確認	品質管理資料及び現地観察で判定
	3. 施工状況	法面の不陸、芝の発芽及び発育状況、目串の差し込み状況	現地観察で判定
(15) トンネル	1. 寸法	覆工、坑門の計上寸法	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
	2. 覆工厚	覆工背面注入状況の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表必要により削孔判定
	3. 掘削土の処理		
	4. 施工状況	コンクリートの施工状況、インバートの施工基盤、掘りすぎた場合の処理状況 湧水処理の確認 縦方向打継目の状況 支保工施工の状況	現地観察、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表等で判定
2. 河川 (1) 鉄 線 蛇籠工事	1. 延長、法長、幅、厚さ、本数		現地測定 工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 蛇籠の品質、規格寸法	番線、網目、径、品質の確認	現地観察で判定
	3. 詰石の材質、形状寸法	風化の有無、表面から見えにくい部分の形状寸法の確認	現地観察で判定
	4. 施工状況	石詰め状況、法肩法尻屈曲部の施工状況 開口部及び連結部の処理状況 止杭の施工状況	現地観察で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(2) 捨ブロック工	1. 基準高、延長、幅		現地測定及び出来形管理図表等で判定
	2. 使用ブロックの品質、形状、寸法	設計との対比	現地測定、品質管理資料及びシュミットハンマーで判定
	3. 施工状況	基盤の状況 ブロック総数の確認 据付の粗密のバランス状況、各ブロック相互のからみ合い	現地観察工事写真及び出来形管理図表で判定
3. 砂防砂防ダム	1. 基準高、基礎高、幅、長さ、法勾配	床掘完了時の確認 水叩、間詰工、堤体天端及び両側	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 断面形状	放水路天端幅、下段水抜穴による堤厚、袖部の根入、間詰工副堤長、幅、根入	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	3. 土質、岩質形状	設計との対比	現地観察及び品質管理資料で判定
	4. 支持力	設計との対比	現地観察及び品質管理資料で判定
	5. 残土処理	指定場所の確認 流出の有無	現地観察及び工事写真で判定
	6. コンクリート工	コンクリート施工の適否	品質管理資料及び出来形管理図表で判定
	7. 施工状況	打継目、水叩コンクリート厚、間詰工、養生	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表、必要により注水検査で判定
4. 港湾構造物等	1. 基準高、延長、幅		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
	2. 使用ブロック及びケーソンの品質、形状寸法		現地観察、シュミットハンマー品質管理資料及び出来形管理図表等で判定
	3. 残土処理	指定場所の確認 流出の有無	現地観察及び工事写真で判定
	4. コンクリート工	コンクリート施工の適否	
	5. 施工状況	基礎の状況、ブロック数の確認、据付の粗密のバランス状況、ブロックのかみ合い状況、ケーソン中詰の指定工法の確認及び施工状況	現地観察、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
5. 公 園 植栽工	1. 樹木の形状、寸法 本数及び樹種	設計との対比	現地測定で判定
	2. 樹木の品種	枝葉の発芽状況 樹姿の状態	現地測定で判定
	3. 支柱	材質形状、防腐処理の確認 支柱取付結束の適否	現地測定で判定
	4. 施工状況	配植の適否 整枝手入の状態 土質改良の状態 灌水養生の状況	現地測定、工事写真及び出来形管理 図表等で測定
6. 舗装工 (1) 路盤工	1. 基準高、延長、面 積、幅員、厚さ、 横断、形状		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表で判定
	2. 使用材料の材質	粒度及び配合率の確認	品質管理資料で判定
	3. 密度、支持力		品質管理資料及び現地測定
	4. 施工状況	仕上り面の不陸の有無 材料分離の有無	現地観察及び工事写真で判定
(2) アスフ ァルト舗 装工	1. 延長、幅員、厚さ、 横断形状		現地測定、工事写真及び出来形管理 図表で判定
	2. アスファルト合 材の品質の品質	合材配合	品質管理資料、必要により抜取りコ ア一試験で判定
	3. 施工状況	施工温度、表面仕上り状況、 転圧の適否合材数均しの均 等性施工継目、道路構造物 との接合部及び隅部の施工 適否	現地観察、工事写真品質管理資料及 び出来形管理図表、必要により平た ん性試験で判定
(3) セメン ト、コン クリート 舗装工	1. 延長、幅員、厚さ、 横断、形状		現地測定及び出来形管理図表で判定
	2. コンクリート合 材の品質	配合、強度	品質管理資料、必要により抜取りコ ア一試験で判定
	3. 施工状況	コンクリート混合水の防護 措置(路盤紙)表面仕上り の状況 目地仕上げの状況 養生	現地観察、工事写真及び出来形管理 図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
7. 橋梁 (1) 一般	1. 基準高、縦横断勾配、橋長、幅員、橋面	施工精度、設計書との対比、平坦性、取付道との取合、排水処理状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
	2. 伸縮継手、支承	遊間の適否、桁との取付、アンカー据付状況	現地測定で判定
(2) 下部工	1. 基準高、形状寸法、位置の変位	橋座、パラペットの天端高、中心線方向	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
(3) RC橋 PC橋	1. 桁(版)の形状寸法	断面寸法、桁間隔、全長、支間、縦及び横方向の反り(RC)	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
	2. PC鋼線(鋼棒)の配置緊張	PC縦線(鋼棒)の定着装置、位置、方向、緊張力、ケーブルの伸装置のキャリブレーション	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表で判定
	3. 鉄筋及びコンクリート		
(4) 橋面舗装	橋面舗装		出来形管理図表等で判定
(5) 鋼橋	1. 材料の品質	ロールキズ、われ腐蝕、うちすぎの有無 指定寸法の確認、保管の方法	品質管理資料で判定
	2. 各部材の形状寸法	全長、支間、断面、桁間隔、平面对角、製作キャンバー、ウェブの曲り変形、各部材長、接合方法及び施工の適否、溶接順序及び溶接方法の適否、ソールプレート取付	原寸及び仮組検査で判定
	3. 架設	架設法、部材の保管リベットの形状ハイテンボルトの締付の良否(ガセット取合わせ)	架設要領書 現地測定及び出来形管理図表で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(6) 溶接工	1. 溶接箇所数、溶接長、脚長、のど厚		現地測定及び出来形管理図表等で判定
	2. 溶接棒の種類	母材の種類及び溶接方向	現地観察及び工事写真で判定
	3. 溶接工の資格	資格の有無	資格証明書の写で判定
	4. 施工状況	溶着金属表面の均一性割れ、スラグブローホールの有無、アンダーカット、オーバーラップ等母材の接合部状態確認、母材歪みの有無	現地観察及び工事写真必要により放射線検査等で判定
(7) 塗装工	1. 塗料の種類 品質、色別、色調、 使用数量		現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	2. 素地調整	ケレン度の適否	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	3. 塗装回数	色層、色調の確認	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定
	4. 膜厚		<p>現地測定(膜厚計による)及び出来形管理図表等で判定</p> <p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標膜厚合計値の90%以上であること</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上であること</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%をこえないこと</p>
	5. 施工状況	塗膜の状態確認 (気泡むらの有無)隅部裏面等の塗残しの有無確認	現地観察及び工事写真で判定

エ. 土木工事（農業農村整備事業）の工種別検査方法

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1 水路工 フリーム サイホン 現場打暗渠 ボックスカルバート 水路トンネル 管水路 ブロック積み 鉄筋コンクリート柵渠 ライニング水路	1 基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレ、延長 2 施工状況 3 使用材料	コンクリートの施工状況 ひび割れの状況 中心線のズレ 継手部施工状況 水路勾配状況 基礎工施工状況 埋め戻し状況 柵板施工状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定
2 ほ場整備工 (1) 表土扱い	1 厚さ 2 施工状況	埋戻し土の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
(2) 基盤造成 表土整地	1 基準高、均平度 2 施工状況	10 a 当たり 3 点（工事施工管理基準(農業農村整備事業)による方法) 逆田の有無、用水路から排水路側への傾斜状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
(3) 畦畔復旧	1 高さ、幅 2 施工状況	締め固め状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
(4) 道路工 (耕作道)	1 基準高、幅、高さ、延長 2 施工状況	切土、盛土状況 縦横断面仕上がり状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定
(5) 敷砂利	1 敷厚 2 施工状況 3 使用材料	敷厚の均等度合い 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定
3 暗渠排水工 吸水渠 集水渠 導水渠	1 布設深、間隔、延長 2 施工状況 3 使用材料	吸水渠等の勾配の状況 被覆材の充填状況 埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
4 畑かん施設工	1 埋設深、延長 2 施工状況 3 使用材料	埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定
5 管水路 (パイプライン)	1 基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔、施工延長 2 施工状況 3 使用材料	継手部施工状況 勾配の状況、埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定 品質管理資料等で判定
6 農用地造成工 (1) 土壌改良  (2) 改良山成	1 pH測定  2 基準高  3 施工状況	酸性・アルカリ度測定  盛土部分は出来形図面による。 切り土部分から盛土部への傾斜状況 仕上がり状況	施工管理記録又は実測による。 現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定
7 さく井工事	1 深度、口径 2 施工状況 3 使用材料 4 揚水試験結果	ケーシング深度、口径 掘削口径 ケーシング、ストレーナの形状、品質、寸法 揚水量、揚水時間	工事写真及び試験結果資料等で判定   品質管理資料等で判定

#### オ. 合格判定方法

検査は、契約図書のほか各種仕様書、適用すべき諸基準等と施工管理記録、現地測定及び現地観察した結果を対比して合否を判定する。

- ① 土木工事、同（農業農村整備事業）、建築工事及び設備工事の出来形検査基準は別表による。
- ② 出来形寸法等は、すべての測定値が規格値を満足するものを合格とする。
- ③ 測定の結果、一部が規格値を満足していないが構造及び機能に支障ないと認められる場合は検査監の判断による。

(2) 出来形検査基準

ア. 土木工事 出来形検査基準

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度
共通編	共通的工種	矢板工	基準高、根入長、変位 基準高は、施工延長100mに1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は施工延長50mに1箇所以上。
		法枠工 吹付工 植生工	法長、幅、厚さ、延長 検査監の指示により適宜。
		基礎工	基準高、根入長、偏心量 1基又は1目地間当たり1本以上。(重要構造物は杭5本につき1本以上)
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長 施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	一般舗装工	下層路盤工	基準高、厚さ、幅 基準高、厚さ、幅は延長200mに1箇所の割とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定。
		上層路盤工	厚さ、幅 厚さ、幅は延長200mに1箇所以上
		舗装工	厚さ、幅、平坦性 幅は延長200mに1箇所以上。厚さの抜取検査は必要により行う。平坦性は資料検査とする。
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長 施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	土 工		基準高、法長、幅、厚さ 施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上
			<u>天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差(3次元モデルによる場合)</u>
河川編	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	浚渫(川)		基準高、幅、深さ、延長 施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	樋門・樋管 水 門		基準高、幅、厚さ、高さ、延長 検査監の指示により適宜。
河川海岸編	堤防護岸		施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	突堤・人工岬		
	海域堤防		
浚渫(海)		基準高、幅、深さ、延長	
砂防編	砂防ダム		基準高、幅、厚さ、延長 検査監の指示により適宜。
	流 路		施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。
	斜面对策		

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度	
ダム編	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、提長	5ジョイントに1箇所以上。提長は天端中心線上の任意の2点地間。	
	フィルダム	基準高、外側境界線	5ジョイントに1箇所以上。	
道路編	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長100mに1箇所以上、施工延長200m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。延長は検査監の指示により適宜。	
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間長、変位	スパン長・中心線の変位は、各スパンごと。その他は、検査監の指示により適宜。	
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	2径間に1箇所以上。	
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	検査監の指示により適宜。	
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口部を含め100mにつき1箇所以上。両坑口を含め200m以内は3箇所以上	
公園緑地編	植栽	植栽工(高木、中木)	樹高、葉張、幹回り	検査監の指示により適宜
		植栽工(低木)	樹高、葉張、本数	
		張芝	面積	
		つる性補助(笹類、草木類等)	面積、株数	
		球根	球数	
		種子	面積	
		支柱	結束高さ、結束本数	
	施設整備	遊具	設置高さ、基礎	各遊具につき長さ、幅、高さを測定。
		園路園地舗装工	面積	施工面積500㎡以内は各点2箇所以上、500㎡以上は200㎡につき各点1箇所以上測定。
		運動施設(クレイ舗装)	基準高、厚さ、平坦性、硬度	
		基盤工	基準高	
		下層工	厚さ	
		中層工		
下水道編	管路	管きょ工(開削工)	基準高、基準高の変位、延長、総延長、幅、厚さ、高さ	施工延長200m以内3箇所、200m以上は60mにつき1箇所以上測定
		管きょ工(小口径推進・推進工)	基準高、基準高の変位、延長、総延長、幅、厚さ、高さ	施工延長200m以内3箇所、200m以上は100mにつき1箇所以上測定
	シールド工	基準高、基準高の変位、延長、総延長		

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度	
下水道編	管路	マンホール	基準高、幅、高さ、厚さ、内径寸法	マンホールごとに図面表示箇所を測定
		取付管及びます工	ます深さ、延長	検査監の指示により適宜。
		立坑	基準高、寸法、深さ	
	処理場・ポンプ場	本体作業土工	基準高、幅	1. 構造物寸法箇所の任意の部分を3箇所以上測定。 2. 沈殿地の池底勾配、ろ過池のろ過面積については特記仕様書による。 3. その他仕様書による。
		本体仮設工	基準高、根入長、変位	
		本体築造工	基準高、幅、高さ、厚さ、長さ	
		場内管路工	基準高、幅、高さ、厚さ、長さ	
上水道編	管路	掘削工	幅、深さ、基準高、厚さ	任意の箇所について工事用写真で確認。
		配管工	延長、土被り、占用位置	延長は任意の区間、箇所について適宜測定。 土被り・占用位置は任意の箇所について工事用写真で、その他新設の仕切弁又は消火栓等で確認。
		仕切弁設置工	径、厚さ、据付位置、鉄蓋据付	設置箇所ごと。
		消火栓・排水栓・空気弁設置工	径、厚さ、鉄蓋と舗装面の段差、すりつけ勾配	
		仕切弁室・排水弁室築造工	幅、厚さ、高さ、内寸法、外寸法	
		管防護工	幅、厚さ、長さ	検査監の指示により適宜。
		推進工	基準高、中心線の変位、延長	
	路面復旧	下層路盤工	厚さ、幅	検査監の指示により適宜
		上層路盤工	基準高、厚さ、幅	
	その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

- 注) 1 港湾・漁港編は、類似工種を適用する。  
2 本表に記載のない工種については、出来形管理基準を適用する。

イ. 土木工事(農業農村整備事業) 出来形検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
共 通 工 事	土工	基準高、幅、法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所) 箇所単位のもの適宜	余盛を指定した場合は余盛計画高を対象とする。
	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m未満は2箇所) 箇所単位のもの適宜	
	基礎杭打工	基準高、偏心	5本につき1本以上(ただし、5本未満は2本)	
	矢板打工(矢板護岸含む。)	基準高、中心線のズレ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m未満は2箇所)	中心線のズレは中心線より右を+, 左を-とする。
	コンクリート吹付 モルタル吹付	厚さ	1,000㎡につき1箇所以上(ただし、施工延長1,000㎡未満は2箇所)	
	基礎工(砂基礎等)	厚さ、幅、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)	管体基礎工は管水路工事による。
	ホープソーシ	基準高、厚さ、幅、高さ、長さ、偏位	構造図寸法表示箇所を適宜	
	コンクリート付帯構造物、横断構造物	基準高、厚さ、幅、高さ、施工延長	100mにつき1箇所以上(ただし、100m未満は2箇所)	
	U字溝等水路	基準高、中心線のズレ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)	
	土水路	基準高、幅、高さ、施工延長	500mにつき1箇所以上(ただし、施工延長500m未満は2箇所)	基準高は指定したとき対象とする。
ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ	1ha当たり3点以上	
	基盤整地 表土整地	基準高(指定したとき)、均平度	施工面積の1/10以上の面積を対象に、10a当たり3点以上	基準高は基盤面の高さとする。均平度は表土埋戻し後とする。
	畦畔復旧	高さ、幅	2,000mにつき1箇所以上	
	道路工(砂利道)	幅、厚さ、施工延長	幹線道路:施工延長500mにつき1箇所以上 支線道路:施工延長2,000mにつき1箇所以上	舗装を行うときは農道工事による。
農 用 地 造 成 工 事	耕起深耕	耕起深	1ha当たり1箇所以上	
	テラス(階段畑)	幅、起幅、側溝幅、側溝高さ、法勾配	テラス延長1,000mにつき1箇所以上	
	道路工(耕作道)	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さ	テラス延長1,000mにつき1箇所以上	
	土壌改良	pH測定(指定したとき)	10haにつき1箇所以上	地表から15cmの土壌を柱状に採取する。
	改良山成	基準高、法勾配	1haにつき1箇所以上、法勾配は施工面積1,000㎡につき1箇所以上	切土部のみ対象とする。

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
農 道 工 事	路盤工	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、施工延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）	
	コンクリート舗装工、アスファルト舗装工	幅、厚さ、中心線のズレ、施工延長、平坦性	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）	平坦性について直読式は実測、プロファイルメーターは施工管理記録による。
	道路工（砂利道）	幅、厚さ、施工延長	施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、施工延長500m未満は2箇所）	
	道路トンネル（支保工）（吹付コンクリート）（コンクリート覆工）（ロックボルト）（インバート）	幅、間隔、厚さ、基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレ、施工延長、本数、突出量、幅、厚さ、延長	支保工の幅、間隔は適宜 基準高、幅、高さは100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所） 厚さ、中心線のズレは適宜	突出量の規格値はフット下面から10cm以内とする。
水路工事 トンネル	水路トンネル（支保工）（コンクリート覆工）	幅、間隔、基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレ、施工延長	支保工の幅、間隔は適宜 基準高、幅、高さは100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所） 厚さ、中心線のズレは適宜	吹付ロックボルト工法の吹付、ロックボルトは道路トンネルを参考とする。
水 路 工 事	現場打開水路 現場打ちサイホン 現場打ち暗渠	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所） 中心線のズレは適宜	スパンの標準延長を9mとした場合
	鉄筋コンクリート大型アーム、鉄筋コンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	厚さ、幅は鉄筋コンクリートL型水路のみ適用する。
	ボックスカルバート水路	基準高、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	
河川及び排水 路工事	コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基準高、厚さ、法長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	
	コンクリートブロック積み水路、鉄筋コンクリート柵渠	基準高、幅、高さ、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所） 中心線のズレは適宜	幅、高さは柵渠には適用しない。
	ライニング水路 連節ブロック張り コンクリートマット	基準高、幅、法長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	
管水路 工事	管体基礎工（砂基礎等）	幅、高さ	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）	基礎材が異なる場合は種類毎とする。
	管水路	基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔、施工延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所） 中心線のズレ、ジョイント間隔は適宜	

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
管 水 路 工 事	管水路 (硬質塩化ビニル管)	基準高、埋設深、 中心線のズレ、施 工延長	500mにつき1箇所以上（ただし、施 工延長500m未満は2箇所） 中心線のズレは適宜	
	管水路 (鋼管)	基準高、中心線の ズレ、施工延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施 工延長200m未満は2箇所） 中心線のズレは適宜	
	管水路 (埋設とう性管)	たわみ率 (適用範囲はダクタイル 鋳鉄管、鋼管、強化フ ラスタック管とする。)	200mにつき1箇所以上（ただし、施 工延長200m未満は2箇所）	管径900mm以上に適 用する。適用管種の JIS等は施工管理基 準を確認すること。
畑施 か設 ん工 事	スプリンクラー	埋設深	現場状況により適宜	
橋 梁 工 事	コンクリート桁 (ポストテンション桁)	幅、高さ、桁長、 横方向の最大曲 がり	10本につき1本以上（ただし、10本未 満は2本）	
	コンクリート床版工	基準高、幅、厚さ	5径間につき1箇所以上（ただし、 5径間未満は2箇所）	コンクリート橋に適用す る。
	鉄筋コンクリート高 欄及び地覆工	幅、高さ	5径間につき1箇所以上（ただし、 5径間未満は2箇所）	
橋 梁 下 部 工 事	橋台工	敷幅、控壁の厚さ 、高さ、中心線の ズレ、天端長、敷 長、胸壁間距離	中心線のズレ、胸壁間距離はスパン 毎 その他は現場状況により適宜	2スパン以上の胸壁間 距離は橋脚工の橋 脚中心間距離によ る。
	橋台工（沓部）	基準高、幅、厚さ、 高さ、長さ	現場状況により適宜	
	橋脚工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高、天端幅、 敷幅、高さ、中心 線のズレ、天端長 、敷長、橋脚中心 間距離	中心線のズレ、橋脚間距離はスパン 毎 その他は5基につき1基以上（た だし5基未満は2基）	
橋脚工 (ラーメン式)	基準高、天端幅、 中間幅、基礎幅、 厚さ、高さ、中心 線のズレ、天端長 、橋脚中心間距離	中心線のズレ、橋脚間距離はスパン 毎 その他は5基につき1基以上（た だし、5基未満は2基）		
の り 面 保 護 工 事	ラス張り 植生マット 植生シート 張芝	面積 アンカーピン数 アンカーピン及 び止め釘	展開図等の測線長について適宜 1,000㎡につき1箇所以上（た だし、 1,000㎡未満は2箇所）	
	種子散布	面積	展開図等の測線長について適宜	
	客土吹付 植生基材吹付	面積 厚さ	展開図等の測線長について適宜 厚さについて1000㎡につき1箇所以 上（ただし、1,000㎡未満は2箇所）	吹付直後の厚さと する。
	吹付枠	梁延長、梁間隔、 梁断面	1,000㎡につき1箇所以上（た だし、 施工延長1,000㎡以内は2箇所） 梁延長については適宜	

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度	摘 要
暗渠排水工事	吸水渠	布設深、間隔、施工延長	10本につき1本の割合で上下流端の2箇所を測定（1本の延長が100m以上のときは中間点を加えた3箇所）	
	集水渠（支線） 導水渠（幹線）	布設深、施工延長	500mにつき1箇所以上	
ファイルダム工事	監査廊（暗渠タイプ）	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以内は3箇所） 厚さ、中心線のズレは現場状況により適宜	
	堤体盛土	ゾーン幅	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以内は3箇所）	
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所） 厚さ、中心線のズレは現場状況により適宜	
頭首工	頭首工	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	構造図寸法表示箇所を適宜	
	護床ブロック（異形ブロック）	基準高、面積	200㎡につき1箇所以上（ただし、施工延長200㎡未満は2箇所）	
海岸工事 河川	捨石工 消波ブロック	基準高、幅	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）	
ため池改修工事	堤体工	基準高、堤幅、法長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）	
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所） 厚さ、中心線のズレは適宜	スパン長の標準を9mとした場合。
	樋管工 同上付帯構造物（土砂吐ゲート等）	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所） 厚さ、中心線のズレは適宜	基準高は管底を原則とする。
揚下排水部 水工機事場	本體工	基準高、厚さ、幅、高さ、延長又は長さ	構造図寸法表示箇所を適宜	
水門・樋管	本體工	基準高、厚さ、幅、内空幅、内空高、延長	函渠寸法は両端、施工継ぎ手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定 門柱、操作台等は図面寸法表示箇所を適宜 プレキャスト製品使用の場合は製品寸法を規格証明書で確認し、基準高と延長を測定	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。
さく井工事	さく井工	さく井深、口径、揚水試験	さく井深度、口径を測定	規格値は原則として設計値以上とする。

注1：施工管理基準は「工事施工管理基準（農業農村整備事業）」を適用する。ただし、同基準に該当工種がない場合は、県土整備部の「工事施工管理基準」他を参考とする。

注2：原則として実測とするが、特別の理由により実地において検査できない場合は出来形管理図表、写真、品質証明等により検査することができる。

注3：施工延長とは施工延べ延長をいう。

## ウ. 建築工事出来形検査基準

# 目 次

(1) 仮設工事	1
(2) 土工事	1
(3) 地業工事	1
(3) 地業工事	2
(4) 鉄筋工事	2
(5) コンクリート工事	2
(6) 鉄骨工事	3
(7) コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	4
(8) 防水工事	4
(9) 石工事	4
(10) タイル工事	5
(11) 木工事	5
(12) 屋根・とい工事	5
(13) 金属工事	5
(14) 左官工事	6
(15) 建具工事	6
(16) 塗装工事	7
(18) ユニット及びその他の工事	9
(19) 耐震改修工事	9
(20) 解体工事	10

出来形検査基準

工種	検査項目	検査内容	検査要点
(1)仮設工事	仮設物	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置、規模、構造</li> <li>安全性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書と仮設計画図及び仮設状況写真の確認</li> <li>安全審査の有無と施工条件検討内容の確認</li> </ul>
(2)土工事	根切り、埋戻し、盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>根切底の深さ、幅、長さ</li> <li>支持地盤</li> <li>埋戻し、締め固め工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測状況写真により確認</li> <li>土質状況写真により確認</li> <li>締め固め状況写真により確認</li> </ul>
	地下水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料、施工方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全審査の有無と施工条件検討内容により確認</li> <li>施工計画書、施工状況写真により確認</li> </ul>
	山留め 整地	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料、施工方法及び安全性</li> <li>有害物の有無、建物周囲の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全審査の有無と施工条件検討内容の確認</li> <li>計測記録及び施工状況写真により確認</li> <li>目視により確認</li> </ul>
(3)地業工事	【材料】 既成コンクリート杭 鋼管杭	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された杭材料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入報告書(送り状等)により確認</li> </ul>
	計測	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏心量、根入れ長さ、傾斜</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画書により実測確認</li> </ul>
	【工法】 (打撃工法)  (認定埋め込み杭工法) プレボーリング最終打撃工法 プレボーリング拡大根固め工法 中掘り拡大根固め工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレボーリングの位置、径、根入れ深さ、建て入れ、ハンマー重量、落下高、打撃数、貫入量、最終貫入量、リバウンド量、支持力</li> <li>溶接技能者</li> <li>継ぎ手</li> <li>杭頭の位置、高さ</li> <li>杭頭処理</li> <li>アースオーガー据付け、掘削位置、建て入れ、径</li> <li>支持地盤、根入れ深さ</li> <li>溶接技能者</li> <li>継ぎ手</li> <li>安定液の管理</li> <li>杭周固定液、根固め液の強度</li> <li>杭周固定液、根固め液の投入量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、施工計画書、施工報告書及び施工状況写真等により確認</li> <li>技量証明書等により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>計測記録及び状況写真により確認</li> <li>基礎の補強状況の確認</li> <li>廃棄物の処理方法の確認</li> <li>設計図書、施工計画書、施工報告書及び施工状況写真等により確認</li> <li>支持地盤の深さ及び電流値計測記録により確認</li> <li>技量証明書等により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>試験成績書により確認</li> <li>計測記録、各数量投入記録及び状況写真により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(3)地業工事	(場所打ち 拡底杭工 法)	・ 施工方法、使用材料	・ 設計図書、施工計画書、施工状況写真、 施工報告書により確認
	割り石、砂 利地業	・ 地業天端の深さ ・ 締め固め工法、厚さ ・ 材料の規格	・ 計測状況写真により確認 ・ 計測状況写真により確認 ・ 試験成績書により確認
	捨てコンク リート地業	コンクリート面の深さ、不陸	・ 計測状況写真により確認
	床下防湿層	・ 使用材料、厚さ	・ 施工状況写真により確認
(4)鉄筋工事	材料	・ 鉄筋の種別、規格、径  ・ 溶接金網の種別、規格、径	・ 設計図書、規格証明書又は試験成績書に より確認 ・ 設計図書、規格証明書により確認
	加工組立	・ 鉄筋の種別、径、本数、間隔 ・ かぶり厚さ、通り、継ぎ手、 定着、フックの位置、長さ、 形状	・ 施工状況写真により確認
	ガス圧接	・ 圧接技量資格者 ・ 圧接部引張試験の強度、破断の位 置 ・ 圧接部超音波探傷試験 ・ 圧接の箇所数	・ 技量資格証明書により確認 ・ 試験成績書により確認  ・ 試験報告書により確認 ・ 作業日報及び設計書により確認
(5)コンクリ ート工事	コンクリー ト材料	・ 類別、種類、骨材、水、混和 材 ・ スランプ、空気量、強度 ・ 塩化物	・ 設計図書、配合計画書及び試験成績書に より確認 ・ 試験記録及び試験状況写真により確認 ・ 試験記録により確認
	製造、運搬 打ち込み	・ 運搬時間、打設方法	・ 打設計画書により確認
	打ち継ぎ打 設面	・ 位置	・ 打ち継ぎ状況写真により確認
	型枠緊張ポ ルトの頭処 理	・ 錆止め塗料、コーンの穴理め	・ 施工状況写真により確認
	型枠	・ 使用区分、存置期間、材料	・ 断熱材等コンクリートに打ち込まれる材 料は、材料搬入報告書及び施工状況写真 により確認
	品質及び形 状	・ 強度 ・ 打設面の状況及び形状	・ 試験成績書により確認 ・ 設計図書、施工計画書、施工状況写真及 び実測により確認

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(6)鉄骨工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼材の材質、規格</li> <li>高力ボルト、特殊高力ボルト、アンカーボルトの規格、種類</li> <li>溶接材料</li> <li>スタッドの径、長さ、本数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、規格証明書、試験成績書、表示マーク写真により確認</li> <li>設計図書、搬入報告書、規格証明書及び試験結果記録書等により確認</li> <li>設計図書及び搬入報告書等により確認</li> </ul>
	工作一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部材の加工精度</li> <li>塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工図、計測記録により確認</li> <li>仕様確認</li> </ul>
	高力ボルト 接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>摩擦面の状況</li> <li>締め付け機器の締め付け力の調整</li> <li>仮ボルトの本数、接合面の密着状況</li> <li>予備締め</li> <li>本締め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミルスケールが無く、一様な錆であることを写真で確認</li> <li>作業開始前の調整記録及び写真状況により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>予備締め完了後のマーキングを写真により確認</li> <li>検査記録により確認</li> </ul>
	溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接施工管理技術者</li> <li>溶接技能者</li> <li>スタッド溶接技能者</li> <li>開先の状況、加工、エンドタブの処理</li> <li>溶接完了後の検査(非破壊試験)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技量資格証明書により確認</li> <li>技量資格証明書により確認</li> <li>技量資格証明書により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>試験成績書により確認</li> </ul>
	耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工報告書及び状況写真により確認</li> </ul>
	アンカーボルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>保持並びに埋め込み工法、位置、高さ、本数、長さ、柱底ならし、仕上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て方検査記録及び計測状況写真により確認</li> </ul>
	溶融亜鉛 メッキ工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>メッキ付着量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験成績書により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(7)コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	コンクリートブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、規格、厚さ</li> <li>鉄筋の位置、継ぎ手</li> <li>開口部補強</li> <li>積み上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、表示マーク写真により確認</li> <li>外観歪み、亀裂、きず等について判定</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	ALCパネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類</li> <li>金物、アンカー、目地鉄筋、モルタル及びロックウール充填、溶接部の処理</li> <li>バックアップ材及びシーリング材、開口部補強、建て入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、規格証明書及び表示マーク写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	押出成形セメント板	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類</li> <li>取付け及びシーリング材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書、規格証明書及び写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
(8)防水工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、数量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、種別の品質証明、納品書、入荷及び使用状況写真等を設計図書及び施工計画書により確認</li> </ul>
	防水下地	<ul style="list-style-type: none"> <li>平坦性、乾燥状況、出隅、入隅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測状況写真及び施工状況写真により確認</li> </ul>
	プライマー塗り	<ul style="list-style-type: none"> <li>塗装状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	ルーフィング張り 防水層押え	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様、工法、出隅、入隅、立上がり、ドレーン回り</li> <li>立ち上がり部、工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	シート防水 塗膜防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様、工法、出隅、入隅、立上がり、ドレーン回り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	シーリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期間、接着性能試験、形状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	防水保証書		<ul style="list-style-type: none"> <li>保証内容及び期間を確認</li> </ul>
(9)石工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、形状、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書及び施工図等により確認</li> <li>目視等により確認</li> </ul>
	下地ごしらえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地組、アンカー取付金物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	取り付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>裏込めモルタル、目地仕上げ工法</li> <li>不陸、目違い、清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真により確認</li> <li>目視等により確認</li> </ul>

工種	検査項目	検査内容	検査要点
(10)タイル工事	材料	・種類、規格、形状、寸法	・規格証明書、見本等で確認
	張り下地	・工法、散水、浮き、亀裂	・施工状況写真により確認
	打診検査及び接着力試験	・浮き、亀裂 ・屋外タイル接着力試験  ・不陸、目違い、ひび割れ	・施工状況写真により確認 ・試験成績書及び検査状況写真等により確認 ・目視等により確認
(11)木工事	材料	・樹種、等級、寸法、含水率  ・防腐、防虫処理	・設計図書、規格証明書、材料調書により確認 ・施工状況写真により確認
	仕口、継ぎ手、金物	・工法、位置、釘、アンカーボルト	・施工状況写真により確認
(12)屋根・とい工事	材料	・規格、形状、寸法	・設計図書及び規格証明書等により確認
	屋根工法	・重ね、取り付け金物、各種役物、補強、納まり	・設計図書、施工計画書及び施工状況写真等により確認
	とい、ルーフドレーン工法	・といの継ぎ手、下がり止め、養生管、掃除口	・目視等により確認
(13)金属工事	表面処理	・表面処理 ・亜鉛メッキ処理	・試験成績書により確認 ・付着量、皮膜厚さの証明書による確認
	軽量鉄骨天井・壁下地及び工法	・吊りボルト、野縁受け、野縁、ランナー、スタッド、振れ止めの規格、種類、形状寸法 ・間隔、位置、補強及び防錆処理 ・天井下地の高さ	・規格証明書又は品質証明書による確認  ・施工状況写真により確認 ・計測状況写真により確認
	手摺及びタラップ	・材質 ・取り付け、形状、寸法、位置 ・見えがくれ部	・規格証明書又は品質証明書による確認 ・施工図及び目視により確認 ・施工状況写真により確認
	金属成形板	・材質 ・工法	・設計図書及び品質証明書等により確認 ・仕様及び施工計画書等により確認

工種	検査項目	検査内容	検査要点
(14)左官工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスターの規格、種類</li> <li>・ 混和材、保水材、防水材、セメント系フィラー</li> <li>・ 各種仕上げ塗り材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料の搬入報告書及び品質証明書により確認</li> <li>・ 材料の搬入報告書、カタログ及び施工状況写真により確認</li> <li>・ 材料の搬入報告書、カタログ及び施工状況写真により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モルタル塗り及びプラスター塗り類の下地処理(水洗い、セメントペースト塗り、異種下地接続の処理、亀裂箇所の補修)</li> <li>・ モルタル塗り、防水モルタル塗り、プラスター塗りの塗り回数、放置期間</li> <li>・ 浮き、クラック及びみだら</li> <li>・ 各種仕上げ塗り材仕上げの調合、吹き付け回数及び塗布量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工状況写真により確認</li> <li>・ 施工状況写真により確認</li> <li>・ 目視により確認</li> <li>・ 設計図書、入荷及び使用状況写真、施工計画書及び施工状況写真により確認</li> </ul>
(15)建具工事	【木製建具】 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 等級、樹種、含水率、金物</li> <li>・ ホルムアルデヒドの放散量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書、規格証明書及び材料調書等により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふすま、フラッシュ戸等の骨組み、空気穴、丁番枚数、戸車、レール</li> <li>・ 形状、寸法、見込み厚、調整、塗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書、施工図及び骨組み写真等により確認</li> <li>・ 目視により確認</li> </ul>
	【金属製建具】 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルミニウム型材及び板材の材質、形状、寸法、表面処理</li> <li>・ 鋼材、亜鉛メッキ鉄板、芯材の材質、形状、寸法、表面処理</li> <li>・ ステンレス鋼板の形状、寸法、表面処理</li> <li>・ 建具金物</li> <li>・ 自動扉、シャッター、防火戸等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認</li> <li>・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認</li> <li>・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認</li> <li>・ 規格証明書又は社内検査書により確認</li> <li>・ 性能、強度等規格証明書により確認</li> </ul>
	製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法、形状</li> <li>・ 性能、強度、気密性、水密性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製作所の社内基準、検査成績書及び目視により確認</li> <li>・ 計算書及び性能試験成績書により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(15)建具工事	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工、組立、材種及び防錆塗料</li> <li>くつづり、下枠のモルタル詰め の良否</li> <li>枠廻り防水モルタル詰め の良否</li> <li>シーリングの良否 シーリング材の適否</li> <li>対アルカリの養生の良否</li> <li>取り付けアンカーの位置、 間隔</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書、施工承諾図及び施工状況写真 により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真によりメーカー、 配合を確認</li> <li>施工状況写真によりメーカー、材質を 確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> <li>施工状況写真により確認</li> </ul>
	【ガラス工事】 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、厚さ</li> <li>セッティングブロックの硬さ、グ レイジングガスケット</li> <li>シーリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料搬入証明書及び規格証明書により確 認</li> <li>カタログ、見本品等により確認</li> <li>カタログ、見本品等により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>網入りガラスの防錆処理</li> <li>切断面、のみこみ状況</li> <li>欠損、割れ、きず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真又は施工証明書により確認</li> <li>目視により確認</li> <li>目視により確認</li> </ul>
(16)塗装工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種別、数量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格証明書又は表示マーク、基材等の認 定書、入荷及び使用状況写真、施工計画 書及び出荷証明書により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>素地ごしらえ(汚れ、付着物、亀 裂、パテがい、研磨紙ずり剥落と し)</li> <li>錆止め、塗料塗りの塗り方、回数</li> <li>各種塗り工法(塗料のこしわけ、 かくはん、パテ、下塗りの乾燥状 況、塗り工程の色分け、刷毛目、 吹きむら、塗りむら等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工状況写真及び目視により確認</li> <li>施工状況写真及び目視により確認</li> <li>施工状況写真及び目視により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(17)内装工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル、ビニル幅木等の規格、種別、形状、寸法</li> <li>・合成樹脂塗り床の規格、種別、数量</li> <li>・各種ボード類及び合板の規格、種類、数量、防火認定の仕様ホルムアルデヒトの放散量</li> <li>・フローリング類の規格、種別、樹種ホルムアルデヒトの放散量</li> <li>・紙、布、ビニル張りの品質、性能、防火認定の仕様</li> <li>・畳の種別、防虫処理</li> <li>・畳表、へりの規格、針足</li> <li>・カーペット類の種類、規格</li> <li>・接着材の種類、規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書及び規格証明書、入荷状況写真により確認</li> <li>・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真により確認</li> <li>・設計図書、規格証明書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真等により確認</li> <li>・設計図書、規格証明書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真等により確認</li> <li>・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書等により確認、防火性能表示マーク</li> <li>・規格証明書、見本品等により確認</li> <li>・規格証明書及び材料搬入報告書により確認</li> <li>・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書等により確認、防火性能表示マーク</li> <li>・材料搬入報告書、入荷状況写真により確認</li> </ul>
	工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地の乾燥</li> <li>・仮敷き、継ぎ目処理、圧着</li> <li>・合成樹脂塗り床</li> <li>・仕上げの種類</li> <li>各種ボード類、合板張りの下張り、接着剤、ビス材質、間隔</li> <li>・不陸、目違い、欠損</li> <li>・フローリング類の止め付け工法</li> <li>・カーペット類の下敷き材の敷詰め、上敷きの敷詰め、グリッパー取り付け、継ぎ目方向、はぎ合わせほつれ止め(タフテッド)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工状況写真により確認</li> <li>・施工状況写真により確認</li> <li>・製造所仕様及び施工状況写真により確認</li> <li>・施工状況写真及び目視により確認</li> <li>・目視により確認</li> <li>・施工状況写真により確認</li> <li>・施工状況写真により確認</li> </ul>

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(18)ユニット及びその他の工事	黒板、掲示板、家具、カーテン、ブラインド、フリーアクセスフロア、トイレブース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材種、形状、寸法</li> <li>・下地材の大きさ、間隔、受け金物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書、施工図及び計測により確認</li> <li>・目視及び施工状況写真により確認</li> </ul>
(19)耐震改修工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接着系アンカー、グラウト</li> <li>・スパイラル筋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書、規格証明書、試験成績書、表示マーク写真により確認</li> </ul>
	取り付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工管理技術者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技量資格証明書により確認</li> </ul>
	試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接着系アンカー取り付け後の引張試験</li> <li>・グラウトの圧縮試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験成績表により確認</li> <li>・試験成績表により確認</li> </ul>
	注入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウト剤の流下値及び強度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書、試験成績書及び施工状況写真により確認</li> </ul>
	(7)鉄骨工事を準用のこと		

工 種	検査項目	検査内容	検査要点
(20)解体工事	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約図書</li> <li>・ 官公署等手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用図書、仕様書の確認</li> <li>・ 各種届け出の確認</li> </ul>
	仮設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境対策・養生</li> <li>・ 指定仮設物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特記による騒音、粉塵対策の確認、散水養生の確認</li> <li>・ 特記による仮設物（仮囲い、敷き鉄板、交通誘導員）の確認</li> </ul>
	解体施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前措置</li> <li>・ 建築物解体</li> <li>・ 解体後の整地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種設備配管等の処置記録確認</li> <li>・ 各部位の分別解体の確認</li> <li>・ 埋め戻し、盛土の特記による確認 地均し等の状態確認</li> </ul>
	建設廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理計画</li> <li>・ 廃棄物の現場内保管</li> <li>・ 廃棄物の運搬・処分の委託</li> <li>・ 再資源化等</li> <li>・ 最終処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書の確認</li> <li>・ 廃棄物処理法による同保管基準に沿った保管の確認</li> <li>・ 委託契約による確認 マニフェスト交付による処分終了の確認</li> <li>・ 特記による廃棄物の再資源化の確認及び促進計画書の確認</li> <li>・ 特記による廃棄物、処分場の確認</li> </ul>
	特別管理産業廃棄物等処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理計画</li> <li>・ 廃棄物の現場内保管</li> <li>・ 廃棄物の運搬・処分の委託</li> <li>・ 廃棄物の処分等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書の確認</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物保管基準に沿った保管の確認</li> <li>・ 委託契約による確認</li> <li>・ マニフェスト交付による処分終了の確認</li> <li>・ 特記による処分方法の確認</li> </ul>
	アスベスト含有建材除去工事	(除去工事共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工方法</li> <li>・ 専門工事業者</li> <li>・ 石綿作業主任者</li> <li>・ 除去作業者</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者</li> <li>・ 粉じん濃度測定</li> <li>・ 施工記録報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書の特記により作業レベル1・2・3を確認、 施工計画書、廃棄物の処理方法、施工状況写真等から確認</li> <li>・ 工事に相応した技術を有する証明資料の確認</li> <li>・ 有資格者としての証明書の確認</li> <li>・ 石綿則特別受講の確認 石綿則特殊健康診断受診の確認</li> <li>・ 有資格者としての証明書の確認</li> <li>・ 都道府県の登録により測定機関の確認 測定記録の確認</li> <li>・ 同上各項の記録を整理した報告書の確認</li> </ul>

## 工. 設備工事出来形検査基準

# 目 次

### 電気通信設備工事編

1	共通事項	1
2	共通工事	1
3	雷保護設備	3
4	受変電・配電設備工事	4
5	電源設備工事	5
6	監視・制御・計装設備	6
7	CCTV・I T V設備	6
8	無線設備	7
9	照明設備工事	8
10	電話設備工事	9
11	防災設備工事	9
12	通信・情報設備工事	10

### 機械設備工事編

1	共通事項	11
2	共通工事	11
3	建築機械設備	13
-1	空気調和設備工事	13
-2	自動制御設備工事	15
-3	給排水衛生設備工事	16
-4	ガス設備工事	17
-5	さく井設備工事	18
-6	浄化設備工事	19
-7	昇降機設備工事	20
-8	機械式駐車設備工事	21
-9	医療ガス設備工	21
4	河川、港湾、水処理プラント設備等	22
-1	河川・水路等機械設備	22
-2	水処理施設機械設備	22
-3	薬品注入設備	23
-4	揚水等ポンプ設備	24

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>1 共通事項</p> <p>-1 関係法令による手続き</p> <p>-2 契約図書に基づく履行状況の確認</p> <p>-3 工事経過写真の確認と照合</p> <p>-4 資材及び機器の確認</p> <p>-5 試験、測定等の確認</p> <p>-6 予備品、付属品の納入票及び現品確認</p> <p>-7 建設副産物処理（リサイクル処理含む）の確認</p> <p>-8 完成図書</p>	<p>当該工事目的物の設置に関わる法令手続きが適切に行われ受理又は検査に合格していること。</p> <p>契約図書等に基づく手続きが行われていること。</p> <p>工事完成に至る機器製作並びに現場施工状況が撮影されていること。</p> <p>使用される資材及び機器の仕様、規格、品質が適切であること。</p> <p>法令、基準に基づく試験、測定並びに指定された機能を確認できる試験が適切に行われていること。</p> <p>指定された予備品、付属品が納入されていること。</p> <p>建設副産物の処理が適切に行われていること。</p> <p>納入・設置された機器の製作、据付、施工、シーケンス、取扱説明事項が網羅されていること。</p>	<p>手続き書類で確認する。</p> <p>契約図書及び契約図書で指定する書類で確認する。</p> <p>工事写真で確認する。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>施工計画（工種別詳細要領書等含む）又は品質管理書類、試験成績記録及び実測定を指示して確認する。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>施工計画書、建設副産物処理調書、処理委託契約書、リサイクル計画書、マニフェスト等で確認する。</p> <p>完成図書を確認</p>
<p>2 共通工事</p> <p>-1 施工共通事項</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 施工</p> <p>-3 試験</p>	<p>・指定された規格、品質、数量を満たしていること。</p> <p>・設計図書、関係法令、基準、規格に適合していること。</p> <p>・器具は堅固に固定されていること。</p> <p>・設置、取付けにおいて、傷、汚れがないこと。</p> <p>・指定された性能、機能を満たしていること。</p>	<p>■指定された仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令・規格適合に関わる認定証、検定証、計画（報告）書、試験成績書、品質証明証等施工管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験・調整、測定記録（成績書）等で確認する。</p> <p>寸法その他必要な測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-2 土工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削：掘削面の高さのり面の勾配が適切で、必要な掘削深さが得られていること。</li> <li>埋戻：埋戻土の種別の選定及び締固めが適切に行われていること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。
-3 地業工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂利敷き、捨コンクリートの規格が適切で、設計図書の寸法（厚み）を満たしていること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。
-4 コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>配筋状況が適切であること。</li> <li>コンクリートは指定された条件を満たす配合であること。</li> <li>ひび割れ、空洞等がないこと。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●配合書、出荷伝票、報告書、スランプ、強度試験報告書等
-5 防火区画の貫通処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令で定める構造、方法、不燃材で処理されていること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●認定品を使用した場合は、その証明書、ステッカー貼付
-6 その他貫通部の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造体を貫通し、外部に直接通ずる開口は防水処置を施していること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に適合していること。
-7 基礎工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>据え付けられる機器等に応じた指定強度が得られていること。</li> <li>寸法、仕上がり、躯体と結束、固定の方法が適切であること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。
-8 塗装及び防錆工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象物の設置環境に応じた適切な処理（塗料・防錆）が選定されていること。</li> <li>下地処理が適切かつ確実であること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●塗装等に関わる計画（要領）書
-9 配管・配線設備工事 -1 地中配管 -2 露出配管 -3 屋内、屋外配線 -4 ケーブル配線 -5 架空配線 -6 その他配線器具（ダクト、ラック、線ぴ、ボックス等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>無駄な屈曲、段差がないこと。土かぶり確保されていること。</li> <li>曲げ半径、支持間隔、振れ止めが基準値を満足し、かつ取付が確実であること。</li> <li>規定の高低圧、弱電線との隔離又は区画、金属管（保護管、プルボックス含む）には接地が施されていること。</li> <li>伸縮性、耐震性を考慮した適切な施工であること。</li> <li>電線相互、対地間の絶縁抵抗が規定値以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電気設備技術基準及び指定された仕様に適合していること。</li> <li>2-1 の検査方法等に準ずる。</li> </ul>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-9 配管・配線設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継盤、機器盤内の整線状態が良好であること。</li> <li>・配線、ケーブルの行先表示が明示されていること。</li> <li>・配線器具の立上がり、立下がり部の処理が適切であること。</li> <li>・汚損、損傷がなく、配線、器具等の取付が確実であること。</li> </ul>	
-10 接地工事 -1 高圧又は特別高圧の機器等の接地 -2 変圧器2次側電路の接地 -3 低圧機器等の接地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接地抵抗値は接地種別に応じた規定値以下であること。</li> <li>・接地の必要な機器に必要な種別の接地が施されていること。</li> <li>・接地幹線と分岐線の接続が適切であること。</li> <li>・接地極（又はこれに代わるもの）と被接地器具との導通が確実であること。</li> </ul>	■電気設備技術基準及び指定された仕様に適合していること。 2-1 の検査方法等に準ずる。
3 雷保護設備 -1 外部雷保護設備 -1 受雷部 -2 引下げ導体 -3 接地極等 -2 内部雷保護設備 -1 共通接地器具 -2 避雷装置等	【機材】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、数量を満たしていること。</li> </ul> 【施工】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・鉄筋や近接する金属構造物との離隔又はボンドが適切に施されていること。</li> <li>・目的に応じた接地システムが構成され、避雷装置が適切に設置されていること。</li> <li>・汚損、損傷がなく、器具等の取付が確実であること。</li> </ul> 【試験】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・接地抵抗値が規定値及び指定値以下であること。</li> <li>・接地導通が確実であること。</li> </ul>	■JIS A 4201 及び指定された仕様に適合していること。 2-1 の検査方法等に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>4 受変電・配電設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状態</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 保安用具、保安表示等の掲示</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> <li>・盤内充電部の離隔、保護が適切であること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・配線、母線の締付が適切に行われていること。</li> <li>・法令等による構造物との離隔（間隔）の確保及び設備基準を満たしていること。</li> <li>・汚損、損傷がなく、器具等の取付が確実であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能が規定値及び指定値を満たしていること。</li> <li>・法令に基づく試験、検査記録が整っていること。</li> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> <li>・インターロックの機能が確実であること。また、保護継電器は設定値で確実に動作すること。</li> </ul> <p><b>【保安処置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画の危険表示（高圧、取扱者以外立ち入り禁止等）が掲示されていること。</li> <li>・絶縁マット、操作器具の備え付けられていること。</li> </ul>	<p>■電気事業法、電気設備技術基準、消防法、火災予防条例、その他指定された仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機材容量選定に関わる各種計算書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●使用前検査（自主検査、法定検査含む）書類</li> <li>●現地試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、抵抗測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>5 電源設備工事（発電設備、無停電電源設備等）</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 付属設備</p> <p>-6 保安用具、表示等の確認</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> <li>・盤内充電部の隔離、保護が適切であること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・配線、母線の締付が適切に行われていること。</li> <li>・法令等による構造物との隔離（間隔）の確保及び設備基準を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満たしていること。</li> <li>・法令に基づく試験、検査記録が整っていること。</li> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> <li>・インターロックの機能が確実であること。また、保護継電器は設定値で確実に動作すること。</li> </ul> <p><b>【保安処置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画の危険表示（高圧、取扱者以外立ち入り禁止等）が掲示されていること。</li> <li>・絶縁マット、操作器具の備え付けられていること。</li> </ul>	<p>■電気事業法、電気設備技術基準、消防法、火災予防条例、その他指定された仕様に適合していること。</p> <p>4の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【試験】の検査方法等に適合していること。</p> <p>●振動、騒音、ばい煙測定等の測定記録</p> <p>●使用前検査（自主検査、法定検査含む）書類</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>6 監視・制御・計装設備(遠方監視、中央監視、自動制御、計装設備)</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満たしていること。</li> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> <li>・指定された設備の監視、制御が円滑に行えること。</li> <li>・誤動作、誤操作防止機能を備えていること。</li> <li>・必要なプログラム制御が行えること。</li> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> </ul>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現地試験成績、調整・測定記録等寸法、抵抗測定等を指示し確認する。</li> </ul>
<p>7 CCTV・ITV設備</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> </ul>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>5の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p>

設備 6

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・旋回装置の水平調整、基礎架台固定が適切であること。</li> <li>・太陽光、照明光が当たらないように設置位置、角度が配慮されていること。</li> <li>・夜間においても画質が調整され、視認性が確保されていること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b> 指定された性能、機能を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> </ul> <p>指定された信号レベルを得られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> </ul>	5 の【試験】の検査方法等に適合していること。
<p>8 無線設備(各種無線設備、警報設備)</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> </ul>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機材容量選定に関わる各種計算書</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる認定証又は検定証</li> <li>●試験成績書等</li> </ul> <p>4 の【施工】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示	<p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作性及び動作が適切であること。</li> <li>・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。</li> <li>・指定された性能、機能を満たしていること。</li> <li>・指定された信号レベルを得られていること。</li> </ul>	5 の <b>【試験】</b> の検査方法等に適合していること。
<p>9 照明設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 器具の支持方法及び内装との取合い</p> <p>-3 外灯の設置方法と仕上げ</p> <p>-4 点灯状態の確認他</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。</li> <li>・使用場所に応じた構造、品質、機能を有していること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、基準に適合していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・スイッチ、コンセントの極性が適切であること。</li> <li>・他の設備との協調がとれていること。</li> <li>・配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満たしていること。</li> <li>・一般照明及び非常照明の照度基準を満たしていること。</li> <li>・電源回路の絶縁抵抗が適切であること。</li> <li>・器具に適切な接地が施されていること。</li> </ul>	<p>■建築基準法、消防法、電気設備技術基準、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> </ul> <p>4 の <b>【施工】</b> の検査方法等に適合していること。</p> <p>5 の <b>【試験】</b> の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>10 電話設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b> 指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。</p> <p><b>【施工】</b> ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。</p> <p><b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・通話品質が確保されていること。 ・電源装置が確実に機能していること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。</p>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>9の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>
<p>11 防災設備工事（自火報設備・防犯設備等）</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b> 指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</p> <p><b>【施工】</b> ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 ・配線、器具取付状態が適切であること。</p> <p><b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・感知器と表示区画の整合がとれていること。 ・盤内整線状態が良好であること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。</p>	<p>■建築基準法、消防法、電気設備技術基準、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>8の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源装置が確実に機能していること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul>	
<p>12 通信・情報設備工事 (拡声装置、電気時計装置、表示装置、テレビ共同受信装置、構内情報通信網装置等)</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b> 指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。</p> <p><b>【施工】</b> ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。</p> <p><b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・盤内整線状態が良好であること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。 ・電源装置が確実に機能していること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</p>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>8の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
1 共通事項 -1 関係法令による手続き -2 契約図書に基づく履行状況の確認 -3 工事経過写真の確認と照合 -4 資材及び機器の確認 -5 試験、測定等の確認 -6 予備品、付属品の納入表及び現品確認 -7 建設副産物処理（リサイクル処理含む）の確認 -8 完成図書	<b>■電気通信設備工事編</b> 1 共通事項の検査基準による。	<b>■電気通信設備工事編</b> 1 共通事項の検査方法等による。
2 共通工事 -1 施工共通事項 -1 機材  -2 施工  -3 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、数量を満足していること。</li> <li>・設計図書、関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・設置、取付け状況、仕上りが良好であること</li> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> </ul>	<b>■指定された仕様に適合していること。</b> 設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。 <b>●法令・規格適合に関わる認定証、検定書、計画（報告）書、試験成績書、品質証明書等</b> 施工管理書類、写真等で確認する。 <b>●施工管理（出来形・品質管理）書類等</b> 現場において出来映えを確認する。 試験・調整、測定記録（成績書）等で確認する。 寸法、抵抗測定等を指示し確認する。 <b>●現地試験成績書等</b>
-2 土工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削：掘削面の高さとのり面の勾配が適切で、必要な掘削深さが得られていること。</li> <li>・埋戻：盛土の種別の選定及び締固めが適切に行われていること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。
-3 地業工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂利敷き、捨コンクリートの規格が適切で、設計図書の寸法（厚み）を満足していること。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。
-4 コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配筋状況が適切であること。</li> <li>・指定値以上の強度のコンクリートを使用していること。</li> <li>・ひび割れ、空洞等がないこと。</li> </ul>	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 <b>●配合書、報告書、スランプ、強度試験報告書等</b>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-5 防火区画の貫通処	・法令で定める構造、方法、不燃材で処理されていること。	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●認定品を使用した場合は、その証明書、ステッカー貼付
-6 その他貫通部の処理	・止水性に優れた処理が施されていること。	2-1 の検査方法等に準ずる。
-7 基礎工事	据え付けられる機器等に応じた検討がなされ、適切な基礎となっていること。 寸法、仕上がり、強度、躯体と結束、固定の方法が適切であること。	2-1 の検査方法等に準ずる。
-8 保温、塗装及び防錆工事	・見切りバンド、菊座の仕舞が適切であること。 ・仕上がりが良好であること。 ・対象物の設置環境に応じた適切な処理（塗料・防錆）が選定されていること。 ・下地処理が適切に行われていること。	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●塗装等に関わる計画（要領書）
-9 配管工事 -1 地中配管 -2 管の接合、勾配、支持  -3 耐震及び伸縮に対する考慮 -4 配管上部の空気抜き、下部の水抜き処理 -5 特殊仕様の配管材料の加工及び補修方法	・無駄な屈曲、段差がないこと。 ・土かぶりが確保されていること。 ・接合方法、勾配が指定された仕様(基準) に適合していること。 ・曲げ半径、支持間隔、振れ止めが基準値以上で、かつ取付が確実であること。 ・伸縮性、耐震性を考慮した適切な施工がなされていること。 ・配管経路上の適切な位置に設置されていること。 ・要領書に基づき施工されていること。	2-1 の検査方法等に準ずる。
-10 各設備の電源配線工事等	■電気通信設備工事編 2-9 の検査内容に準ずる。	■電気通信設備工事編 2-9 の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>3 建築機械設備</p> <p>-1 空気調和設備工事</p> <p>-1 ボイラー及び温風暖房機</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。</li> <li>・指定された付属品が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・機器の固定については耐震及び防振措置が考慮されていること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作が確実であること。</li> <li>・本体及び配管の耐圧性能が確保されていること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul>	<p>■ボイラー関連規則、構造規格及び指定された仕様に適合していること。</p> <p>■バナーは、消防法、ガス事業法、液化ガス保安法令、及び燃焼に関する安全基準に適合していること。設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令に基づく、許可又は届出、個別検定、検査済証、適合認定証等</p> <p>●納入仕様書等</p> <p>●基準・規格適合に関わる試験成績書等</p> <p>●消防法令等に基づく届出等の検査済書類等</p> <p>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</p> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <p>●試験成績、測定記録等</p> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
3-1-2 温水発生機 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-3 冷凍機 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる 他 ●高圧ガス保安法、冷凍保安規則等及び指定された仕様に適合していること。
-4 氷蓄熱ユニット 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-5 冷却塔 -1 機材  -2 配管、配線線等の接続  -3 据付状況  -4 操作、動作、表示 -5 運転状況	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。</li> <li>・指定された付属品が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・機器の固定については耐震及び防振措置が考慮されていること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・安全装置又は保護装置の動作は確実であること。</li> <li>・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作は確実であること。</li> <li>・本体及び配管の耐圧性能が確保されていること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul>	<p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材の等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
3-1-6 空気調和機 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。 他 ●法令、条例に基づく特定施設届出（振動、騒音）の受理
-7 空気清浄装置 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-8 全熱交換 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-9 放熱器及び放熱器付属品 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-10 送風機 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。 他 ●法令、条例に基づく特定施設届出（振動、騒音）の受理
-11 ポンプ（空調用） 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。 他 ●グラウンド排水が滞留することなく流出すること。 ●水中ポンプ機側ケーブルは機器一体であること。（現場接続不可） ●逆止弁に背圧がかかるような配管状態の時はバイパス又は水抜きがもうけられていること。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-12 タンク及びヘッダー 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-13 ダクト及びダクト付属品 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-14 制気口及びダンパー 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-2 自動制御設備工事 -1 自動制御装置 -2 端末装置 -3 自動制御盤 -4 中央監視盤 -5 計装機器	■電気通信設備工事編 6 監視・制御・計装設備の検査内容に準ずる。	■電気通信設備工事編 6 監視・制御・計装設備の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-3 給排水衛生設備工事</p> <p>-1 衛生器具</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 通水・排水状況</p> <p>-2 ポンプ類（揚水ポンプ、小型給水ポンプ等） 3-3-1 の項目に準ずる。</p> <p>-3 タンク類（貯湯、給水、消火用等） 3-3-1 の項目に準ずる。</p> <p>-4 消火機器類（屋内、屋外消火栓、特殊消火等） 3-3-1 の項目に準ずる。</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・指定された付属品が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・指定された方法により取り付けられ、ガタつきがないこと。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・付属装置の動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作は確実であること。</li> <li>・漏水がなく、通水又は排水状態が良好であること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul> <p>3-1-11 の検査内容に準ずる。</p> <p>3-1-12 の検査内容に準ずる。 他 ●飲料用にあつては、清掃及び消毒を行っていること。</p> <p>3-3-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>■指定された仕様に適合していること。</p> <p>3-1-1 の検査方法に準ずる。</p> <p>3-1-1 の検査方法に準ずる。 他 ●消防用にあつては、消火設備設置届出、検査済証</p> <p>3-1-1 の検査方法に準ずる。 他 ●消防用にあつては、消火設備設置届出、検査済証</p> <p>3-1-1 の検査方法に準ずる。 他 ●消火設備設置届出、検査済証</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-5 排水器具（排水金具、 桝等） -1 機材  -2 配管との接続 -3 取付状況 -4 排水状況	<b>【機材】</b> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 <b>【施工】</b> ・設置、取付け状況、仕上りが良好であること。 <b>【試験】</b> ・漏水がなく、通水又は排水状態が良好であること。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-4 ガス設備工事 -1 都市ガス設備 -1 機材  -2 配管及び接合 -3 据付状況	<b>【機材】</b> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・指定された付属品が具備されていること。  <b>【施工】</b> ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・警報装置は使用ガスの性状に即した場所に設置されていること。 ・指定された方法により取り付けられ、ガタつきがないこと。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・防食処置及び塗装は適切であること。（埋設、露出部） ・躯体貫通部及び建物引き込み口の配管の処置（テープ巻き又は絶縁継手設置等）は適切であること。 ・電気工作物との離隔又は保護は適切であること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。	<b>■</b> ガス事業法及び技術基準に適合していること。 設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。 <b>●</b> ガス事業者の供給約款及び法令に基づく認定品であること。 <b>●</b> 納入仕様書等 <b>●</b> 基準・規格適合に関わる試験成績書等 <b>●</b> 機材等の据付に関わる強度計算書 施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。 <b>●</b> 段階立会確認又は報告書 <b>●</b> 施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等  写真及び現場において出来映えを確認する。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>3-4-1</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 ガス通し、点火状況</p> <p>-2 液化石油ガス設備</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管及び接合</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 ガス通し状況</p> <p>-5 さく井設備工事</p> <p>-1 事前調査</p> <p>-2 さく井設備</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 施工状況</p> <p>-3 仕上げ</p>	<p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・付属装置の動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作は確実であること。</li> <li>・気密・耐圧試験及び点火試験が良好であること。</li> <li>・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul> <p>3-4-1 の検査内容に準ずる。</p> <p>特記により必要な事前調査が行われていること。</p> <p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・指定された付属品が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査に基づいた、適切な掘削工法で行われ、必要な測定が行われていること。</li> <li>・指定された方法により、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、遮水が施されていること。</li> <li>・十分な井内洗浄、泥、砂の除去が行われていること。</li> </ul> <p>※ポンプの検査内容は、3-1-5 に準ずる</p>	<p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p> <p>■高圧ガス保安法、液化石油ガス保安規則、容器保安規則、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、LP ガス設備設置基準及び取扱要領に適合していること。</p> <p>3-4-1 の検査方法に準ずる。</p> <p>調査報告書により確認する。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材の等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 試験調整報告	<p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>付属装置の動作が確実であること。</li> <li>制御及び計測装置の動作が確実であること。</li> <li>気密・耐圧試験及び揚水状況が良好であること。</li> <li>法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</li> </ul>	<p>揚水試験報告書で確認する。 水質試験結果を確認する。 ●保健所又は認定機関の検査済証</p>
<p>-6 浄化設備工事</p> <p>-1 現場施工型浄化槽</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>指定された付属装置が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>付属装置の動作は良好であること。</li> <li>水槽及び配管類は漏れがないこと。また、適切な漏れ確認が行われていること。</li> <li>放流水の水質基準を満足していること。</li> </ul>	<p>■浄化槽法及び建築基準法、千葉県浄化槽取扱指導要綱に適合していること。 設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。 ●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等</p> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。 ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-2 ユニット型浄化槽</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・関係法令及び条例、基準、規格に適合していること。</li> <li>・指定された付属装置が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・付属装置の動作が良好であること。</li> <li>・放流水の水質基準を満足していること。</li> </ul>	<p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等</li> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>
<p>-7 昇降機設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・関係法令及び条例、基準、規格に適合していること。</li> <li>・指定された付属装置が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul>	<p>■建築基準法令に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証、納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示  -5 運転状況	<b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作は良好であること。 ・安全装置・保護装置の操作が確実であること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。	写真及び現場において出来映えを確認する。  試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。
-8 機械式駐車設備工事 3-4 の項目に準ずる。	3-4 の検査内容に準ずる。	3-4 の検査方法に準ずる。
-9 医療ガス設備工 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>4 河川、港湾、水処理プラント設備等</p> <p>-1 河川・水路等機械設備</p> <p>-1 水門・除塵機等</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された機能、規格、品質、数量を満足していること。</li> <li>・指定された付属装置、機材が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <p>【電気通信設備工事編 2-9 配管・配線工事】の検査内容に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・設置、取付け状況、仕上りが良好であること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・運転動作が良好であること。</li> <li>・安全装置・保護装置の動作が確実であること。</li> <li>・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。</li> </ul>	<p>■各関係法令に適合していること。</p> <p>■指定された仕様、規格に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●構造（容量）計算書</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、測定、運転を指示し確認する。</p>
<p>-2 水処理施設機械設備</p> <p>-1 掻き寄せ機</p> <p>4-1-1 の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査方法に準ずる。</p>
<p>-2 攪拌機</p> <p>4-1-1 の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査方法に準ずる。</p>
<p>-3 ブローア</p> <p>4-1-1 の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査方法に準ずる。</p>
<p>-4 小型ポンプ</p> <p>4-1-1 の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査方法に準ずる。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-3 薬品注入設備</p> <p>-1 貯蔵タンク</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。</li> <li>・指定された付属品が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・防液堤の容量が適切であること。</li> <li>・越流管、排気管の接続先が適切であること。</li> <li>・タラップ、点検架台の安全措置が適切であること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> <li>・液体名、方向が明示されていること。</li> <li>・薬品に関する取扱注意事項が掲示されていること。</li> </ul> <p><b>【試験】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> </ul>	<p>■各関係法令に適合していること。</p> <p>■指定された仕様、規格に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等</li> <li>●機材容量選定に関わる各種計算書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験成績、測定記録等</li> </ul> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された性能、機能を満足していること。</li> <li>・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。</li> <li>・制御及び計測装置の動作が確実であること。</li> <li>・本体及び配管の耐圧及び気密性能が確保されていること。</li> </ul>	
-2 注入装置 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-3 配管設備 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-4 排水処理、脱臭設備 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-4 揚水等ポンプ設備 -1 揚水、取水、送配水、配水ポンプ -1 機材  -2 配管、配線線等の接続  -3 据付状況	<p><b>【機材】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。</li> <li>・指定された付属設備が具備されていること。</li> </ul> <p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</li> <li>・機器の固定については耐震性が考慮されていること。</li> <li>・基礎は適切な強度が得られていること。</li> <li>・関係法令、基準、規格に適合していること。</li> <li>・取付け状況、仕上りが良好であること。</li> <li>・計測装置の動作が確実であること。</li> <li>・本体及び配管の耐圧及び気密性能が確保されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各関係法令に適合していること。</li> <li>■指定された仕様、規格に適合していること。</li> </ul> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●納入仕様書等</li> <li>●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等</li> <li>●機材容量選定に関わる各種計算書等</li> <li>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</li> <li>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</li> <li>●その他性能機能を証明、保証する書類</li> </ul> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●段階立会確認又は報告書</li> <li>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</li> </ul> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示 -5 運転状況	<b>【試験】</b> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。	試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。